



「問診する人・される人」

我々は外来診療の限られた時間の中で病気の診断を下すために、患者さんに症状の経過を尋ねます。いわゆる、「問診」です。病気の診断という観点にのみ焦点を当てると、これはより厳密な論理・科学的手法をもって成されるべきであり、故に時間軸に沿った正確な情報が必要となります。我々はこれらの情報が評価に値するかをまずは吟味し、これらを元に仮説を立て、これを実証する方法を考えます。診療には時間制約がある上、限られた情報から必ず答えを求められます。答えを誤ると患者さんが亡くなることもあります。我々は必死に「問診」します。

では、どういった問診内容が望まれるのでしょうか。それは、「時系列に沿った具体的内容」です。例えば、「最近、風邪気味で調子が悪い」。我々は、「3日前の朝から、鼻水・咳・痰が出てきて日々悪化している。だから調子が悪い」という文章に変換します。曖昧な言葉ではなく具体的表現が良いのです。「急に」という表現もどのくらい急なのか。その瞬間にピークになるのか、数秒後か、10数秒後か。考える病気が異なってきます。「ずっと続く」という表現も、「具体的にいつからか」という事に加え、その症状が一瞬もよくならず一定なのか、良くなったり悪くなったり波があるのか、といった事で考える病気が変わります。同じ「動悸」・「痺れ」・「眩暈」といった言葉も、どういう症状を指しているのかは一人ずつ異なるのです。

自ら症状を訴えられない方へは、同居の家族や施設の方から情報を引き出します。それでも問診ができない方へは、それ以外の情報を引き出して評価します。診断は治療に先立つため大変重要ですが、その基になっているのは患者さんから引き出される情報です。もっと自由に語りたいと思われる患者さんがいる事も承知ですし、自らもそうであれば良いのと思う事もありますが、質問をせざるを得ない時にはこういった背景があります。

お知らせ

下北観光協議会事務局長募集のお知らせ

下北観光協議会では、“旅行プランの提供”や“宿泊・交通手段の手配”など、旅行者と旅行商品提供者をつなぐワンストップ窓口としての機能を付加するため、ただいま一般社団法人への移行手続きを進めています。

そこで来年10月から新たにスタートする「一般社団法人下北観光協議会」の事務局長を募集します。

<面接試験>

日時：平成27年3月22日(日)

場所：むつ市役所本庁舎 ※会場までの交通費は自己負担

<応募資格>

事務局長1名

総合または国内旅行業務取扱管理者および普通自動車免許(AT限定可)を有する方

<申込受付期間>

希望される方は、1月26日以降に「採用試験案内」を事務局で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。詳細を確認の上、応募される場合は3月13日までに下記必要書類を当協議会へ提出してください。

- ・1月26日(月)～3月13日(金) 午前9時～午後5時15分
- ・持参の場合、土・日曜日および祝日は受付できません
- ・郵送の場合は3月13日(金)必着

<必要書類>

- ・履歴書(自筆で記入し、3ヶ月以内に撮影した写真を添付)
- ・学業成績証明書および卒業証明書(ともに原本)
- ・小論文(400字×3枚)『下北半島地域の観光振興、誘客アイディアについて』
- ・旅行業務取扱管理者試験合格証の写し

<その他>

- ・平成27年10月1日からの勤務
- ・勤務地はむつ市役所内

【お問合せ】下北観光協議会事務局(むつ市商工観光課内) ☎22-1111内線2646